2026 年 6 月 1 日

労働派遣事業に関わる情報

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

事業者名　株式会社プロテックス
所在地　　〒450-0002　愛知県名古屋市中村区名駅 4-2-28　名古屋第二埼玉ビル 8F

派遣労働者の数	60 名
派遣先の数	17 社
マージン率	24.2%
派遣料金一人あたりの平均額	20,482 円（1 日 8 時間当たり換算）
派遣社員の賃金平均額	15,529 円（1 日 8 時間当たり換算）
福利厚生等に関する事項	年次有給休暇、定期健康診断
派遣労働者の待遇決定方式	労使協定方式
・協定書の有効期間終期	2027 年 3 月 31 日
・協定労働者の範囲	派遣業務に従事する全ての従業員
教育訓練に関する事項	キャリアアップ教育訓練　家電アドバイザー資格講座 接客基本、商品研修、ロールプレイング
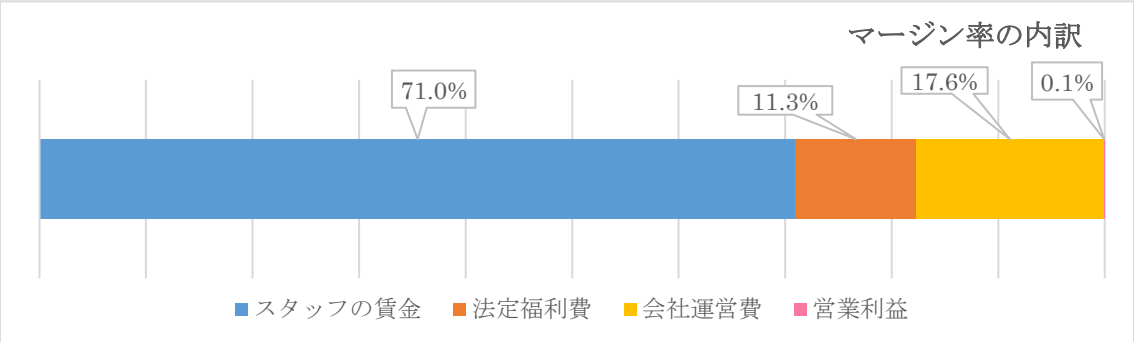
研修・キャリアコンサルティング相談窓口連絡先　　052-569-2245（弊社オフィス）